

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1節 暫定税率</p> <p>(暫定税率を適用するバイオエタノール等の証明書の取扱い)</p> <p>2-1 法別表第一第 2207.10 号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したもの(エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。)、<u>同表第 2909.19 号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの及び同表第 39.01 項に掲げるバイオポリエチレン</u>(以下「バイオエタノール等」という。)に係る令第4条第1項に規定する証明書(以下「証明書」という。)が、同項の規定により、その輸入申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。)にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。)の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、「エチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール(エタノール)を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」(平成20年経済産業省令第28号)第2条の規定又は「エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したものの証明書の発給に関する省令」(平成31年経済産業省令第42号)第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該証明書と「輸入(納税)申告書」(C-5020)又は「特例申告書(関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。)」(以下この節において「輸入(納税)申告書等」という。)との対査確認は、次に掲げる方法により行う。 イ・ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第1節 暫定税率</p> <p>(暫定税率を適用するバイオエタノール等の証明書の取扱い)</p> <p>2-1 法別表第一第 2207.10 号の1の(2)のBに掲げるエチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したもの(エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。)及び<u>同表第 2909.19 号に掲げるエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの(以下「バイオエタノール等」という。)に係る証明書(令第4条第1項に規定する証明書をいう。)</u>が、同項の規定により、その輸入申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。)にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。)の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、「エチルアルコール(エタノール)のうちバイオマスから製造したもの及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール(エタノール)を原料として製造したものの証明書の発給に関する省令」(平成20年経済産業省令第28号)第2条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当該証明書と「輸入(納税)申告書」(C-5020)又は「特例申告書(関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下この節において「輸入(納税)申告書等」という。)」との対査確認は、次に掲げる方法により行う。 イ・ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>